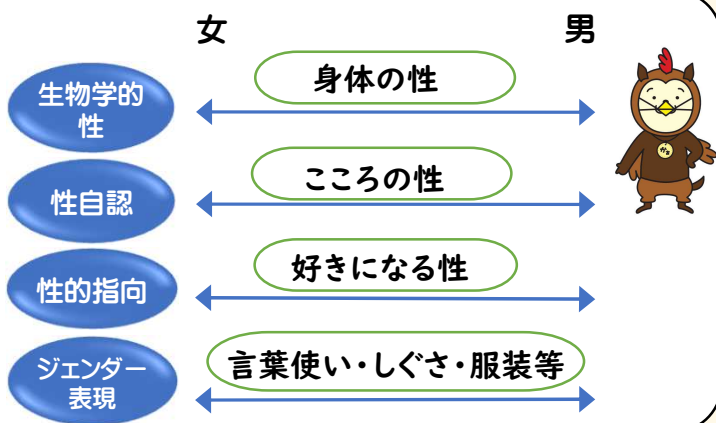




多様な性について理解を深めましょう

令和4年3月に本県は、あらゆる差別を解消し、だれもが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現を目指し「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。また、令和5年6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立しました。教職員もより一層、鋭い人権感覚が求められています。ここでは、「多様な性」について理解を深めていきましょう。

性は多様であり、グラデーションです



性自認（こころの性）や性的指向（好きになる性）は、「自分で選んだもの」ではありません。自分の意思で変えることはできません。

性的マイノリティの方々は、こんなことに困っています

身近にいるという認識のない人が多い

性的マイノリティの人が周りにいないという前提での日常会話（例えば、恋愛や結婚、家族の話題等）で困ることがあります。

8.9%（11人に1人）がLGBTQの方という調査結果もあります。（電通ダイバーシティラボ 2019年）

日常的にからかう雰囲気、差別的な言動がある

日常的に性的マイノリティを笑いの対象とし、からかうような雰囲気はないですか？

自分の身近に「多様な性」の人がいることを認識することが、ふざけて「オカマ」「ホモ」「レズ」といった差別的な言葉（蔑称）を使うことのない環境づくりにつながります。

「性は、笑いやからかいの対象とするものではない」という日常的な教職員の言動や姿勢が、児童生徒にとって「多様な性」を学ぶ基礎となります。

多様な性を表現する言葉です

性的指向(Sexual Orientation)

L レズビアン

女性の同性愛者
性自認が女性で、好きになる相手も女性

G ゲイ

男性の同性愛者
性自認が男性で、好きになる相手も男性

B バイセクシュアル

両性愛者
男性、女性どちらの性も好きになる人

H ヘテロセクシュアル

異性愛者
自認する性と異なる性別の人を好きになる人

A アセクシュアル

男性・女性のどちらに対しても、恋愛感情や、いわゆる性愛の感情を抱かない人

性自認(Gender Identity)

T トランスジェンダー

生まれた時の身体の性（生物学的な性）と性自認に違和感をもち、生まれた時の身体の性と別の性別で生きたいと望む人、または生きている人

C シスジェンダー

生まれた時の身体の性と性自認が一致している人

X エックスジェンダー

性自認を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人

Q クエスチョニング

自分自身のセクシュアリティが、分からない、決められない、明確でない人

*これらのほかにも、多様な性を表現する様々な言葉があります。



子どもたちは、先生や学校の取組を見ています。

そして、子どもの“人生”を変える先生の言葉があります。



「わたしたち教師にできること」とは？

相談（カミングアウト）を受けた場合

なぜ、先生に相談しようと思ったのか、その背景を聴きましょう。

ゆっくり最後まで話を聞きましょう

児童生徒は、先生を信頼して勇気を持って打ち明けてくれています。焦らず、否定せず、最後まで話を聞いてください。最後に「伝えてくれてありがとう」という気持ちを伝えると、安心感につながります。他の人に聞かれない、安心してゆっくり話ができる場所で聞きましょう。

戸惑ったときは

もしも、カミングアウトされて戸惑ったときは、感じた疑問や気持ちを正直に伝え、相手（児童生徒）が、あなたに望むことは何か素直に聞いてみましょう。

注意

本人の同意なしに第三者へ伝えてはいけません。

他人が、カミングアウトを受けた内容を本人の同意なしに第三者へ伝えることを「**アウトティング**」といいます。

性のあり方は重大な個人情報ですので、本人の了解なしに人に伝えてはいけません。他の児童生徒も知っていると思いついて話してしまう等、悪意がなかったとしても、アウトティングになってしまうこともあるので、注意しましょう。



【相談窓口】

【県内】

宮崎県男女共同参画センター総合相談
0985-60-1822

宮崎県精神保健福祉センター
0985-27-5663

【県外】

よりそいホットラインセクシャルマイノリティ
専門ライン

0120-279-338

「性の多様性の理解におけたハンドブック」から抜粋



【参考資料】

- 『厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業 多様な性を考える授業 一度の授業で子どもの人生が変わります』日高庸晴
- 『みんなが自分らしく 性の多様性を考える（性的指向・性自認・性別表現）』公益財団法人人権教育啓発推進センター 日高庸晴監修
- 『性の多様性の理解におけたハンドブック』 宮崎県・宮崎県人権啓発推進協会
- 『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について』（教職員向け）〔平成28年〕

理解を広げる学校全体の取組

図書室や保健室に多様な性に関する本を置くだけでも、当事者である児童生徒にとっては貴重な情報獲得の機会になります。

ホームルームや授業等においても、発達段階に応じて、LGBT等の多様な性を人権課題として取り上げることも重要な取組です。また、必要に応じて性別記載欄を削除する等の配慮も考えられます。

まずは教師自身が積極的に学んでいきましょう。

学校における支援の事例

服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める。（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的室トイレの利用を認める。
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。 自認する性別として名簿上扱う。
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める。（戸籍上男性） 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	1人部屋の使用を認める。 入浴時間をずらす。

注意

*上記は、平成28年当時の支援の事例です。近年、服装は兼用を認める等、様々な支援が行われています。

児童生徒や保護者の意向を踏まえた対応が必要です。

画一的な対応はありません。学校として、先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要です。

また、児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて対応する必要があります。一方、保護者にも秘匿しておきたい場合があるので注意が必要です。

